

政務活動費の不正使用問題

——千葉県市川市の事例（2・完）

植村 秀樹

序

I 発端

1 「バックレ議長」

2 住民監査請求

II 外部監査

III 百条委員会

1 百条委員会の設置へ

2 小泉文人の意見書

3 百条委員会の始動

4 調査対象

(以上, 前号)

5 証言・意見陳述

委員会では、小泉文人、鈴木啓一のほか、松永鉄平、および青山ひろかず（博一）の4人に証人としての出頭を求め、かつまた（勝亦）竜大、湯浅止子の2人に参考人としての意見聴取を行った。なお、鈴木啓一だけは、度重なる要請にもかかわらず、ついに出頭しなかった。これらのほか、議

会事務局庶務課長及び同庶務課担当職員（いずれも当時）から議会事務局を通じて任意での事情聴取を行っている。証人尋問に呼ばれた小泉と鈴木は、2011（平成23）年6月に会派「社民・市民ネット」に加わり、翌年度からは会派「ボランティア・新生会・市民の風」として活動した。かつまたと湯浅は、その会派「社民・市民ネット」の代表と経理責任者である。松永鉄平は、会派「緑風会第1」（竹内清海代表）の経理責任者として、2012（平成24）年度と翌13（同24）年度に80円切手を計10,500枚、840,000円分購入している。青山ひろかずは、2012年6月に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に加入（翌年1月脱退）し、会派の政務活動費の使用に関わった。これらの証人尋問、意見聴取等を時系列に沿って整理すると以下の通りである。

- (1)小泉文人の証人尋問（2015年10月9日実施）
- (2)松永鉄平の証人尋問（同年11月12日実施）
- (3)かつまた竜大の意見聴取（同前）
- (4)青山ひろかずの証人尋問（同年11月13日実施）
- (5)湯浅止子の意見聴取（同前）
- (6)青山ひろかずの事情聴取（2016年4月4日実施）
- (7)2011年当時の議会事務局庶務課長の事情聴取（同年4月6日実施）
- (8)2011年当時の議会事務局庶務課の担当職員の事情聴取（同前）

上記の証人尋問、意見聴取の中では何ととっても、(1)の小泉文人の証人尋問がこの調査の最大の焦点である⁽¹⁾。この小泉に対する証人尋問の様子は次のようなものであった。

小泉はこの日、補助者及び補助者保佐人を各1人伴って調査に臨んだ。証人尋問は、地方自治法及び民事訴訟法の適用を受けるとされ、地方自治法第100条に規定されているように、「証言を拒んだときは、六箇月以下

の禁固又は十万円以下の罰金」に処せられることとなっている。さらに、「宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁固に処する」とされている。

さて、小泉であるが、松井委員長が「法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求め」、「傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして全員御起立願います」と小泉に「宣誓書の朗読」を求めたが、小泉は「宣誓をする意思がございません」とこれを拒否した。「著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは「宣誓を拒否することができる」ことは松井も説明しており、小泉は宣誓拒否の疎明理由を書面によって提出した。その内容は以下の通り。

皆様ご承知のとおり、市川市における政務活動費にかかる問題は、先般行われた個別外部監査において、多数の問題点が指摘されたにもかかわらず、その指摘事項についての調査はうやむやにされたまま、この委員会で事実解明の核心とされている同種行動を行った現職議員が他に何人も居られる状況下で、個別外部監査において指摘すらされていない私と鈴木前議員に限って調査対象として本百条委員会が設置されました。さらに、本委員会で調査事項とされているのと同じ事項を別途決議で書面回答を事前に徴求するといった経緯並びに質問の中味からして、今回、本委員会で行われてようとしている活動は、その真の目的は、一部の主動者の意図を反映した私の政治責任追及のための資料集めを行うことであると認められ、その運営は、誰の目から見ても不公平で、公正を欠くことは明らかだと思います。

私は、私を調査対象とする本百条委員会が設置されて以降、法律専門家からの助言を受けており、その代理人弁護士から、本委員会に対し、2回にわたり、意見書が提出され、その中で、本百条委員会において私の証人尋問を実施する目的が、市川市の議案調査や事務調査とは一切関

わりなく、私の政治責任を追及するための資料探しのみにあり、本百条委員会における私への証人尋問自体が法律に定められた百条委員会としての権限を逸脱していると指摘されていることはご承知のとおりと思います。

私が本百条委員会において宣誓を行わない理由は、以上述べたとおりですが、私は、己の不徳の致すところとは思いますが、同僚議員から提出された私に対する質問通告の内容を見て、改めて、同僚議員が、私の政治責任を追及することのみを目的として私の証人尋問を行おうとしていることを思い知らされ、かつ、その内容からして私の名誉を害すべき事項に関するものでありますので、私が宣誓を行わないことは、関係法令（民事訴訟法196条、201条3項）に照らして正当化されるものと考えており、このため、本百条委員会において宣誓を行わない決意を固めた次第であります。

尋問は各会派から出された質問事項のうち共通事項について委員長の松井が行った。はじめに、「平成24年5月、12月、平成25年2月及び3月に実施したとされるアンケート調査について、それぞれ、切手を誰が、いつ、どのように張ったのか」を尋ねた。これに対する小泉の証言は「まず、平成24年5月に実施されたアンケート」については、「私と妻が、2人が中心となって、自宅のリビングや客間等で夕御飯を食べ終わった後等、談笑し、テレビをつけながら切手を張った記憶がございます。その間、切手を張っている期間に、私の家には友人、知人等もきていただきますし、後援会のメンバーの方も時折来てくださいますので、来ていただいた方にお手伝いをさせていただいたというような記憶がございます」というものであった。

平成24年12月以降の3回に関しても、「無理を言ってお願いをした」と付け加えた以外はほぼ同じであった。

平成24年5月のアンケートを「誰が、いつ、どのように実施したのか」

という質問には「私が基本的に中心になっている」と答え、さらに「どのように」という点については、「当時、日々私が行っていた、駅頭等で親しくさせていただいた方もしくは、その中には当然小学校の同級生や友人、知人等もおりました。また、後援会のメンバーや各種法人、その他団体、当然、また別の知人等にも無理を言ってお願いをいたしました」と述べた。残る3回のアンケートも「基本的には同じような形式」であり、「その都度お願いをした方々については若干違うところも当然出てくるかと思いますが、基本的なルーチンというか、仕組み等については、平成23年につくられたものを一貫して同じように」やったとのことであった。

アンケートの集計については「私と妻が、2人が基本的に中心となって」行ったが、ここでも「私の家を訪ねてくれた友人や知人、また同級生や、時には私の両親もいたかと思えますけれども、後援会のメンバーにも顔を出していただいた際、無理を言ってお願いした」とし、これまた、平成24年5月のみならず、同年12月、平成25年2月、3月も同様であった。これらアンケートの調査報告書は小泉が自宅のパソコンで作成したとのことであった。

平成25年5月のアンケートに関して、「(返信用はがきの)切手を誰が、いつ、どのように張ったのか」を問われた小泉は「私と私の家内が、2人が中心となって、晩御飯を食べ終わった後等に」行い、この時もまた、「その間に友人や知人が自宅を訪ねてくれた際はお願いをしたところもありますし、後援会のメンバーの方が来てくれた際には無理を言ってお願いをした」と先と同様の証言を繰り返した。さらに、平成26年2月のアンケートについての尋問への応答もほとんど同じであった。

この後も質問に対して幾度となく、アンケートの実施については「友人、知人、また後援会の面々や各種法人団体等、もちろん日々行っている駅頭等での親しくさせていただいた方に無理を言ってお願いした」という類の証言を繰り返し、結果の集計では切手貼付と同様、「私と家内」が中心で

ありながらも「自宅を訪れた方」や「後援会のメンバー」, 「友人等にも無理を言うてお願いした」としている。

休憩を挟んだ後, 尋問は「アンケートを印刷したとされる有限クアン」に関するものに移った。小泉の証言によれば, この会社は小泉の自宅がその所在地であるが, 「休眠状態」であって特段の業務活動は行っていないという。このあたりから補助者(弁護士)に助言を求める場面が増えた。クアンには正社員はひとりもおらず, 決算もしていない。さらに, 確定申告もしていないとのことであった。休眠状態で業務を行っていない会社ではあるが, 「領収書を発行した」のはそのクアンであり, 「誰が切ったのか」については「定款上, 私が取締役」となっていると「私」と答えた。

さらに休憩を挟んで, 各委員の尋問に移った。

会派「創生市川」の加藤武央の尋問の中で注目すべきは, 平成23年度のアンケートに際して「会派代表, あるいは経理責任者の対応はどのようなものだったのか」という点である。これに対し小泉は, 「会派で相談」する前に鈴木啓一と話し合った後, 「議会事務局庶務課長の秋本氏とともに, 当時の社民・市民ネットの代表のかつまた竜大議員と湯浅止子議員のところに秋本氏とともに伺いをさせていただき, 許可をとった」と証言した。

続く自由民主党の佐藤ゆきのりは, 有限会社クアンは, アンケートに関するもの以外に「売り上げはあった」のかどうかを尋ねたが, 「若干あった」「本当にすごく少ないですけども」ということであった。佐藤はさらに, クアンが1年間で115枚もの領収書を発行しており, 「休眠と言われてもかなり相当な業務, 事業がなされた」のではないかと尋ねたが, 小泉はこの質問は「通告外」として返答を避けた。さらに佐藤は「有限会社クアンの印刷単価が非常にばらつきがある, 高い」という点を問題にし, 「なぜ印刷会社に直接頼まずにクアンが受けたのか, 休眠会社が受けたの

か」という質問に切り替えたが、「初年度の平成23年度のアンケートについては三立工芸さんに相当無理を言ってお願いをしました。ですから、その次の年からなかなか受けにくいという御依頼もいただきました、その金額では」と答えたところで時間切れとなった。

次に日本共産党の高坂進もクアンの休眠と事業の関係について突っ込んで尋問したが、小泉は「通告外」を連発してなかなか答えようとしなかったが、最後に、休業届も出しておらず、確定申告もしていないことを認めた。また、印刷業務を受けたとしているにもかかわらず、クアンには印刷機がないことも認めた。さらに、法人市民税も申告していないことも判明した。

高坂の次は「無所属の会」の越川がアンケートの回収について問い質した。小泉は、当時の「ボランティア・新生活会・市民の風」という会派に籍を置いていた鈴木啓一前議員と青山ひろかず議員と小泉が「それぞれの自宅に関してアンケート返信用紙が出ていて、3,000ずつという割り振りになって」いたが、「基本的には私と鈴木啓一前議員2名で行ったものであり、私が北部、行徳の3,000ずつの6,000、鈴木啓一前議員が3,000」であったと答えた。越川は、「緑風会第1が実施した1,500枚のアンケートと今回の9,000枚のアンケートの回答結果が全く同一であって、時間、場所、サンプル数が異なっているわけで、アンケートの回答結果が全く一緒というのは若干不可解」、「これだけ大規模なアンケート調査が実施場所、時期、異なっているのに5択を含む8問の集計結果が全く同じ」という点に疑問を呈したが、明快な回答は得られなかった。

次の「民主・連合・社民」の石原よしのりは、アンケートの回収率が「異様に高い」ことを問題にした。2012年度に行った4回のアンケートは、それぞれ98%、91.6%、96.8%、94.1%という常識的には考えられない「異様に高い」数字となっていた。これについて小泉は次のように証言した。

お手伝いをしていただいた方々、先ほどもお話しをさせていただきましたが、団体や法人等、その知人等の方々がみなさん本当に頑張ってくれて、時には嫌だったのかなと思うことも今考えればありますが、ぶら下がりて返信してほしい、もしくは持ってきてほしいということをお願いしたので高かったのだと記憶しています。

しかし、これは配布の時点での話であり、回答率の高さの説明にはなっていない。また、石原は、「8項目主な意見ということで挙げられているんですね。これが一言一句変わらない」、「議会改革のアンケートのはずなのに、例えば道路の渋滞をなくしてほしいっていう、これは、たまにはこういう意見も出てくるかと思うんですが、4回続けて、これが主な意見として出てきた、こういうところから見ても不自然に思ったので、そこが納得いくような理由が話せますか」と追及を試みたが、小泉は「石原委員の個人的な意見」ということで、これにも明快な回答は避けた。

松井委員長がクアンの領収書について、「連番の通し番号があるのに間が抜けて」いる点を質すと、小泉は「基本的にはアンケートの印刷に関しての受注というのは、クアンのほうでは行っておりません。印刷会社さんのほうにお願いしておりました」と述べた。松井が再度、通し番号についての質問だとした。松井は、なぜこれを問題にするかという、「クアンが仕事をしたというふうにみんな理解してと思うんですが、今、小泉証人の話を聞いておきますと、クアンという会社は、実際問題は、領収書は発行してるけれども、仕事はしていないというようなふうに聞こえた」からだとして、「クアンさんが仕事を受けたのか、受注したのか、あるいは第三者の印刷会社に印刷は実際頼んだのか」と追及したが、小泉の証言は次のようなものであった。

私と鈴木前議員が行ったアンケートについては、クアンは領収書を提

出すという体裁をとっただけであって、印刷は行っておりません。受注を受けていないということです。それについては、政務活動費自体が年間に決められた金額で皆様方も請求し、支出してるかと思います。そこについて、当初私たちが払った金額、印刷費のほうが高いので、そこを残額を調整するためにクアンの領収書を提出して体裁を整えたということになります。

結局、アンケートを印刷をしたのは三立工芸という会社で、クアンは印刷を請け負っていないのに、政務調査費の額を調整するために、領収書だけを発行したということであった。

また、「維新の党・花の会」の三浦一成が青山ひろかずの自宅も小泉、鈴木とともにアンケートの返信先になっている点について質すと、小泉は「最終的に青山さんはやりませんでした」、つまりアンケートには参加しなかったことを認めた上で、「青山議員の政務活動費が支出されてしまった後」だったため、「その分の実費」として24万円を青山に現金で渡したのだと証言した。

小泉の証言に特徴的なこととして、尋問の内容を何度も聞き返していることが挙げられる。自身のことや自分が取締役を務める有限会社クアンに関することにまでいちいち補助者に助言を仰ぐなど、議事録を読むかぎり、時間稼ぎをしているという印象をぬぐえない。

因みに、小泉の証言に出てきた三立工芸は東京都千代田区三崎町にあり、委員会の要請に応じて平成24、25年度に発行した領収書の控えの写しを提出した。しかし、アンケート回答用葉書については、「現物はもとより、サンプルについては、コンプライアンス上の問題もあり、納品手続が終了した時点で廃棄しております」とのことであった（2015年11月6日付）。

この日以降、松永鉄平、青山ひろかずの証人尋問をはじめ、かつまた竜

大、湯浅止子の参考人としての意見聴取のほか、2011年当時の議会事務局庶務課長および2011年当時の議会事務局庶務課の担当職員の事情聴取が順次行われた。

小泉文人とは違って宣誓の上で証人尋問に臨んだ青山ひろかずは、2012年10月に実施されたとするアンケートについて、自分はそのアンケートを「実施していない」し、小泉に「アンケート項目のサンプルを依頼したこともない」と証言し、小泉との食い違いを見せた。また、そのアンケートに関連して、収支報告にある切手1,500枚を購入したのは自分であること、当時は政務活動費について熟知していなかったことを認めた上で、市内出張に関する精算を行っていたところ、小泉に「そんな面倒くさいことをすることはしない、切手を買って換金すれば済む、松永鉄平議員もみんなやっている」と言われて切手を購入した、その切手は自分の後援会の会報の送付に利用したと証言した。

参考人のかつまた竜大は、2012年3月に実施されたとするアンケートについて、「実施について、会派で話し合いはしていない」と述べた。小泉と鈴木啓一から湯浅止子とともに議会図書館に呼びだされ、あらためてアンケートの実施を持ちかけられたが、湯浅ともども断ったこと、さらにはアンケートの回答用はがきも報告書も見ただけで、と明言した。アンケートに湯浅、秋本のり子とともに名前が使われたことを知ったのは、2014年に住民監査請求がなされた際であったとも述べた。湯浅も概ねかつまたと同様のことを陳述している。また、アンケートが行われたとされる当時の議会事務局庶務課長もアンケートの返信用葉書に切手を貼ったとされることについて「そういうことをやったという記憶はない。ありません」と回答している。いずれも小泉の証言と矛盾するものであり、この件の調査の中でも特に重要な点と思われる。

なお、小泉とともに疑惑の渦中にある鈴木啓一は病気による体調不良（足がつって歩けない）を理由に証人尋問を最後まで拒んだ。鈴木啓一の

不出頭の記録は以下の通りである。

- 2015年11月19日 体調不良のため
翌年2月12日 診断書2通（同月5日付及び9日付）
を提出
同月17日の委員会で正当理由ありと決定
併せて、引き続き委員会開催日に合わせて出頭を求め
ていくことを決定
- 2016年3月17日 既出診断書記載の諸症状の継続により体調不良のため
- 同年4月22日 同上
同年5月23日 同上
同年7月25日 体調不良のため
同年7月21日 診断書2通（同月6日付及び11日付）

6 「検証すべき事項」

証人尋問、参考人の意見聴取、さらに小泉およびアンケートに関する印刷を請け負ったとされる三立工芸への記録提出要請等を経て、2016年4月から委員会は、「今後検証すべき事項」の検出へと進んでいった。各委員から提出された「検証すべき事項」は、以下のようにまとめられた⁽²⁾。

- 第1 小泉証人の証人尋問の際の態度に関すること
- 第2 有限会社クアンに関すること
- 第3 青山議員が小泉議員から受け取ったとされる金員について
- 第4 アンケート印刷代に関する有限会社クアンが発行した領収書について
- 第5 収支報告に添付されたアンケート回答用はがきについて

- 第6 アンケートの合同実施に関すること
- 第7 会派「社民・市民ネット」が実施したとされる、平成23年3月5日～3月20日を実施期間とするアンケートに関する前庶務課長の了解に関すること
- 第8 平成23年度から25年度に実施したとされるアンケート調査に関する回答について
- 第9 印刷を行った者に関する説明に関すること
- 第10 三立工芸株式会社等に請求した記録の提出に関すること
- 第11 会派「ボランティア・新生会・市民の風」が実施したとされる、平成25年2月15日～3月15日を実施期間とするアンケートの集計結果の適正性について
- 第12 アンケートに参加していない議員の氏名の記載許可について
- 第13 アンケート結果の話し合いに関すること
- 第14 会派「ボランティア・新生会・市民の風」が実施したとされる、平成25年2月15日～3月15日を実施期間とするアンケートに関する政務活動費の請求について
- 第15 アンケートの回収率に関する説明について
- 第16 切手の換金に関する小泉議員の発言について
- 第17 平成24年4月24日～5月1日に会派「緑風会第1」が実施したアンケート回答はがきの有限会社クアンへの発注に関すること
- 第18 その他追加事項

これらのうち、主な点のいくつかを見ておく。

まず、第1の小泉文人の「態度」については、「事あるごとに通告外だと申し立てている。正直に話そうという態度ではなく、時間引き延ばしと事実を隠そうと図っているように見受けられた」、「これらの言動は百条委員会における尋問から逃れようとする姿勢が顕著にあらわれたものであり、

やはり、実際にはアンケートは実施されなかったのではないかと、切手は使用されなかったのではないかといった疑いがより深まったものと思われる」といった意見が委員から挙げられた。

第2の有限会社クアンについては、「アンケートの印刷以外に若干売り上げがあった」と証言する一方で、「全く仕事はしていない休眠状態だった」とも述べており、矛盾する点が問題視された。また、クアン発行の領収書は「小泉氏個人が勝手に出したものとなり、政務活動費の請求に必要なものとはいえない」と指摘されている。そのクアン発行の領収書については第4で取り上げられている。小泉の証言では、「金額を政務活動費の残額等、支出に合わせるためにクアンの領収書を提出するという体裁をとったものの、実際にはクアンは印刷をしておらず、三立工芸に発注していたとされるところから、「収支報告書の体裁を整えることを目的に、経済行為の実態を伴わない架空の領収書を使用することは虚偽の報告であり、不法行為であるばかりでなく、市に対して故意に損害を与えたものであり、遅延損害金が発生するものと考えられる」との指摘もある。不法行為は第5の「収支報告に添付されたアンケート回答用はがきについて」でもその疑いがあるとの意見がある。

第6の「アンケートの合同実施に関すること」では、まず、青山ひろかすが「アンケートは実施したこともないし、小泉議員にお願いしたこともない」との証言（青山は宣誓の上で証言）が小泉と食い違っている。その一方で、小泉の証言は「実際には実施されなかった架空の1,500通のアンケート調査結果と、小泉文人証人が適正に実施したと主張する9,000通にも及ぶアンケート調査結果が全くの同一という話であり、統計学に鑑みても、確率論に鑑みてもにわかに信じることができない」。

誰が考えても奇妙なのは、第8に関するものであろう。「23年度から25年度にかけて数万枚単位でアンケート調査は実施されているにもかかわらず、アンケート回答用はがきを見たことはない、小泉文人証人らが駅頭等

でアンケート回答用はがきを配布している姿を見たことはない」と証言する人はいるものの、「アンケート実施を見た」と名乗り出る人は1人もいない」、「目撃証言者が1人も確認できないことは、実施は非常に疑わしい」という点である。同様に第9の「印刷を行った者」も不可解である。メディアの取材に対する説明を後に覆し、印刷はクアンでなく三立工芸に依頼していたことを認めた。「全ての印刷を三立工芸でやっていた」のであれば、証人尋問の際に「全て即答できるはずであるばかりでなく、クアンが受注したことを正当化する理由もなかったはずである」。

その三立工芸であるが、アンケートが実施されたことを裏付けるために再三にわたって記録の提出を求めた件が検証の第10である。しかしながら、それらの記録は結局、提出されなかった。その結果、「23年度に社民・市民ネットが実施したとされるアンケート回答用はがきの印刷費については、三立工芸（株）が適正に発行したと思われる『見積書』、『請求書』、『納品書』、『領収証』が4点セットで提出され」たが、「24年度と25年度の計7件のアンケート回答用はがきの印刷費については、4点セットが同様には提出されず、かろうじて提出された『納品書（控）』や『領収証』の控えは、提出のために手書きされたもののように見受けられる上、アンケート実施を裏づけるような他の書類については『現存せず』などとして一向に記録が提出されていない」のであった。

第12の「アンケートに参加していない議員の氏名の記載許可について」とは、かつまた竜大、湯浅止子、秋本のり子の3人の議員はアンケートに参加していないにもかかわらず「名前が無断で印刷され、あたかも会派全員が参加して実施されたアンケート調査であるかのような体裁が整えられた上で、収支報告が行われた」問題である。小泉は「許可をとった」と証言しているが、3人はいずれも否定している。そうすると不法行為の可能性が生じることになる。政務活動費を返還したとしてもそこには損害が発生するため、「遅延損害金が発生する」とも考えられる。

上記のほかにも疑惑は多い。アンケート結果について小泉は「会派内で話し合いをしている」と証言したが、一方、青山議員は「結果について話し合うのを聞いたこともない」とこれを否定する証言をしている（青山は宣誓の上での証言）。また、「街頭配布アンケートとしては、回答率が常識的には考えられないほど高い（9割以上が4回）」ことについて説得力ある説明もなされておらず、「勝手に数字をつくった」との疑いを生じさせるに十分である。

7 各委員による検証

前項のように整理された「検証すべき事項」について、各委員が検証を行い、その結果が2016年7月25日までに委員会に提出された⁽³⁾。先に挙げた18の事項ごとに各委員がそれぞれ検証を行っており、全体で139ページにのぼる文書となっている。委員別に見ると、その分量にはかなり大きな相違がある。公明党の3委員すなわち西村敦・宮本均・堀越優が3人で5ページに過ぎず、「アンケートが実施されなかったという検証には至らない」「判断できない」「検証に値しない」といった姿勢が目立つのに対し、越川雅史のそれは各論点を詳細に検討しており、56ページにも及んでいる。その内容も「小泉文人証人に於いては、今日に至っても依然としてアンケート調査が実施されたこと、また、切手が適切に使用されたことにつき、合理的な説明も、信頼するに足る証拠の提出もいずれも不十分と評価せざるを得ず、説明責任をほとんど果たしていないものと判断せざるを得ないことから、その政治的・道義的責任は厳しく問われるべきである」、
「証人尋問における小泉文人証人の証言に矛盾が認められ、いずれかの証言が虚偽であったことは明白である以上、市議会議員として当然にその責任を問われるべきものと考える」、「[小泉の行為は]虚偽公文書作成、同行使の構成要件に該当するものと考えられる」などと厳しい評価を下している。このように検証について、委員間の差異は大きいものがある。もっ

とも、越川にしても、「当委員会は捜査権を有しておらず、これ以上の調査は不可能であると考えることから、捜査機関において厳正なる捜査が行われ、アンケート調査は本当に実施されたのか、切手は適切に使用されたのかにつき、真実が明らかになることを期待したい」とせざるを得なかった。

これら以外の委員の検証結果も見てよう。秋本のり子は、小泉がアンケート調査に関連するものを何ひとつ残していないことから、「アンケート調査は実施されず、切手は換金されたと考える以外の説明はつかないのではないか」と結論づけた。また、越川と同様に「不法行為に基づき政務活動費を支出したことにより、市に対して故意に損害を与えた」としている。アンケートそのものも「アンケート回答用ハガキに切手は貼付されていないのではないか、アンケート調査は本当は実施されていないのではないか、といった疑惑が深まるのは無理からぬこと」としている。

自由民主党の三浦一成・佐藤ゆきのりは、小泉文人の態度を「説明責任を果たしているとは到底言えず」、「公職に身を置く公人としての資質を疑わざるを得ず」と評価し、結局、「小泉証人に不都合な真実があり、それを回避しようとする意図があるかのように見受けられ、証人尋問にて真実を包み隠さず陳述したとは到底言いがたく、本委員会にも積極的に協力している姿勢は全く見受けられない」と厳しく指弾した。また、クアン発行の領収証に関しては、市に「虚偽の報告を行った」ものであり、「不法行為上の損害賠償責任の可能性も否定できない」、「刑法156条虚偽公文書作成同行使罪の構成要件を充足し、違法性が推定されものと思料する」としている。三浦と佐藤も「アンケートを実施したことを示す説得力に欠けて」おり、「アンケート実施事態が架空である可能性が高く、アンケートの集計方法や回収方法の正確性も疑わしい」との評価を下した。同じく自由民主党のはそだ伸一もほぼ同様である。

日本共産党の高坂進・金子貞作は、小泉の宣誓拒否は「真実を述べる

気持ちがなかったことのあらわれと思われても仕方のないもの」であり、「〔2012年10月と翌年2月の〕2つのアンケートそのものが実施されなかったということがほぼ確実」としている。

石原よしのり（民進・連合・社民）は「小泉氏は、平成23年の就任以来、問題となっているアンケートで調査したとされるテーマ（震災意識、議会改革、消費税引き上げ）について、議会において一度も代表質疑や一般質問などで取り上げたことはない。さらに、100条委員会が設置されてから現在に至るまで、代表質問、一般質問はもちろん委員会における質疑の発言をしたことは一度もなく、真摯に議会活動に取り組んでいるとは言い難い」と、そもそも小泉の常日頃の議員活動についても疑問を呈している。小泉の行為や証言が不法行為であり「虚偽の証言」であるとしているのは、他の多くの委員と同じである。また、「捜査権のない百条委員会の調査には限界があることから、市民等からの刑事告発があった際には、捜査当局の徹底な究明を望む」としている点も同様である。

さて、公明党の3人に比較的近い「検証」を行ったのは、鈴木雅斗・稲葉健二・加藤武央である。市議会における所属会派はそれぞれ「創生市川第2」、「創生市川第3」、「創生市川第1」である。因みに小泉は「創生市川第1」に所属している。この3人は証人尋問において小泉が再三にわたって補助者に助言を求めたことについても「不合理とまでは言えない」、小泉が取締役を務める有限会社クアンが実際には印刷を行っていなかったことや証言が二転三転についても「不誠実な態度であったとかごまかそうとしていたとまではいえない」とし、アンケート実施の有無についても「アンケートが実施されていなかったとするには困難である」としている。このほかでも「審議は不明」、「検証は難しい」、「判断できない」などとしている点が多い。ただし、「政務活動費の残額に合わせるために体裁を整えるという理由」でクアンから領収書を発行させたことは「倫理的にあるまじき、大変不適切な処理であった」、アンケート集計において「不適切

な処理」があったことなどは「創生市川」の3人でさえも認めざるを得なかった。

以上のような検証を経て、委員会としての「調査報告書」を作成することになったが、その焦点は委員間の意見の一致を得られるかどうかであった。すでに述べたように、多くの論点で、3つの会派に分かれている「創生市川」及び公明党とそれ以外の委員の間に「検証」に違いが見られた。

1年2か月に及び19回の会議を数えた百条委員会は、本文82ページに及ぶ「調査報告書」を作成し、2016年8月23日の委員会で可決した（委員会の開催状況は〔資料1〕参照）。

IV 調査報告書

報告書は同年9月26日の本会議において全会一致で可決された。これをもって百条委員会はその役目を終えた⁽⁴⁾。以下、その報告書の要点を紹介する（報告書全体の構成は〔資料2〕参照）。本文82ページのうち40ページを費やしているのが第8の3「アンケートの実施の有無に係る検証」である。この調査の核心であり、したがって報告書においても中心をなしている。報告書のこの部分は次のような構成となっている。

第8 3 アンケートの実施の有無に係る検証

(1) 証言の信用性等

(2) 具体的な検証

ア 平成24年度実施のアンケートについて

(i) 平成24年5月アンケート

(ii) 平成24年12月アンケート

(iii) 平成25年2月アンケート

(iv) 平成25年3月アンケート

- (ii) 平成24年12月アンケート
 - イ 平成25年度実施のアンケートについて
 - (i) 平成25年5月アンケート
 - (ii) 平成25年11月アンケート
 - (iii) 平成26年2月アンケート
 - ウ 平成23年度実施のアンケートについて
 - エ 全てのアンケートに係る前記2(2)⑤～⑦の部分等について⁽⁵⁾
 - (i) アンケートの回収率について
 - (ii) 集計結果の一致について(平成24年10月アンケートの調査報告書の提出の件を含む)
 - (iii) 回収したアンケートの集計結果の不整合について
 - (iv) 会派「緑風会第1」が実施したとされる平成24年4月アンケートについて
 - (v) 切手の換金に係る発言について
 - (vi) 印刷の単価について
- (3) 小括

以上のように、調査対象となった8回のアンケートのすべてについて「検証」を行った。まず「検証における基本的な考え方」としては、「委員全員の意見が一致することを原則としつつも、少なくとも、いわゆる特別多数のうちの4分の3以上、これは地方自治法上の議員を除名する場合の同意要件にも相当するが、この割合以上で一致する部分については、事実認定を行うにあたり委員会として疑義が払拭されている、つまり、委員会としての判断を示すことができる状況にあると考える」としている。各委員(実質的には会派)によって「検証」の姿勢に差があったことは先に見た通りであるが、15人の委員で構成されているこの百条委員会の委員長を除く14人のうち11人以上の同意が得られたか否かが報告書に反映して

いると見ることができる。

調査によって判明し、報告書で認定した主な「事実」としては次の点が挙げられる。

まず、2012（平成24）年度及び2013（同25）年度に実施されたとされるアンケートでは、回答用はがきの印刷に関して、有限会社クアンの領収書が政務活動費の収支報告書に添付されていたが、実際に印刷を行ったのはクアンではなく三立工芸株式会社であり、クアンの領収書は政務活動費の残額に帳尻を合わせるために作成された、いわば架空の領収書であった。小泉はクアンの取締役であり、また、同社は当時は休眠状態にあり、決算や税申告等を行っていなかった。

報告書ではこの点について、「そもそも三立工芸が受注及び印刷を行っていたということが事実であるのならば、小泉氏は、証人尋問において、各委員による厳しい質問が繰り返された結果としてこのことを説明するに至ったというのではなく、尋問当初から自発的かつ明確に説明すべきであった。しかるに、あたかもクアン自身が受注及び印刷していたかのような印象あるいは誤認を各委員に与えた小泉氏の証言内容な態度は、不自然であるといわざるを得ないとする本委員会の評価がなされている」としている。また、このように実際に印刷を行っていないクアン発行の領収書は「経済行為ないし取引実態を伴わないものと評価できる」ものである。

さらに、三立工芸についても「ア（i）平成24年5月アンケート」において、報告書は次のように記している。「三立工芸から提出された『領収書』及び『納品書』の控えの写しに関しても、不自然ないし不合理な点が見受けられる。つまり、『領収書』については、平成24年3月アンケートと異なり、手書きである上に、発行管理番号の記載がなく、連番管理を行っている形跡すら見られない。『納品書』についても、平成24年3月アンケートと異なり、発行管理番号の記載が見られない」。

小泉の態度について、「クアン実態に係る小泉氏の証言内容が二転三転

しており、全体として変遷しているとの印象を受け、むしろ偽証の可能性すら疑われる」と厳しい指摘をしているほか、事実解明に非協力的な姿勢に終始した三立工芸についても「ほぼ全員の委員が強烈な違和感を覚えており、本委員会としても、小泉氏の証言態度には不自然さを感じずにはいられなかったといわざるを得ない」とわざわざ記しているところから察するに、2012年3月アンケートの時点では、はがきの印刷は行ったものの、5月アンケートでは三立工芸は印刷さえも実際にはしていなかった、つまり、小泉（及び鈴木啓一）は、はがきの印刷費までごまかした（三立工芸もそれに協力した）ことを示唆していると読むことができる。ただし、確かな証拠を得るに至らなかったとして、報告書では、「〔アンケートに関する〕発注及び印刷の事実はなかったものと断言することは困難である」と述べるにとどめざるを得なかった。

報告書ではさらに、小泉はアンケート調査報告書の作成において、調査結果の集計に適正さを欠いていた可能性があることを認めた。また、青山ひろかずが関わったとされるアンケートのうちの1件と合同で青山が実施したとされるアンケートはそもそも行われておらず、青山は購入した切手を自身の後援会の会報の送付に使用した。

切手を貼付したはがきの郵送という方法を採用したことについて尋問で取り上げられたが、この点について小泉は、当時の議会事務局庶務課長（当時）と相談した、と証言したが、当の本人は「相談を受けたことについて記憶にない」と委員会の調査に答えている。この点についても、「庶務課長が議員によるアンケートの実施方法にまで踏み込んで相談に乗ったという小泉証言はにわかには信じがたい上、庶務課長においても、そのような重要な相談事であるならば、当然何かしら記憶に残っているはずなのに、全く記憶にない旨回答していることは、結局のところ、小泉氏が庶務課長に相談した事実など端からなかったからに他ならないという趣旨の指摘があったことをはじめ、多くの委員から疑義が呈された」としている。

しかしながら、これも確たる証拠があるわけでないとして「判断するに至らなかった」。

では、肝心のアンケート実施の有無についてはどうであったのか。報告書は次のように認定している。8件のアンケートについて、実施したことを明確に示す証拠あるいは痕跡はいずれの証言、証拠その他の資料においても確認できなかった。ただし、これについては、次のように指摘されている。小泉は証人尋問における質問内容に照らせば、委員らが早くからどういった点に問題意識を持っているか、したがって、どのような点の説明を求めているのか、理解できたはずであるが、ついに委員から理解を得ることができるだけの説明も立証もしなかった。

また、実際に印刷を行ったとされる三立工芸は、本委員会から議長を通じて事実解明に資する書類のさらなる提出を求め、その際に、機密情報や営業上の秘密保持のために該当箇所を黒塗りにする等の配慮を認める提案を行ったにもかかわらず、関係書類を委員会に提出しないという理解しがたい対応に終始した。ただ、相当程度の疑いは差し挟まれているものの、同社が提出した書類が真正のものであるかどうかについて、明確な判断を下すに足るだけの決め手は得られなかった。

また、「現在に至るまで、切手が貼付されたアンケート回答用はがきが本委員会に1枚も提出されていない上、切手の貼付作業等を目撃したと証言する者が1人も名乗り出てこないことは、きわめて不自然であると評価せざるを得ない」ことなどから、「切手の貼付について疑惑が深まることも無理からぬことである」、「小泉氏及び鈴木氏は、本事案を解明するために、一般より強い程度の説明責任を負い、少なくとも事実上は、主張及び立証責任の一部を担うべき立場にあるものと考えることができる」として、「多くの委員からも、小泉氏がアンケートを本当に実施したというのであれば、自らに降りかかっている疑惑を晴らし、また、議員として自らの潔白を証明すべく、アンケートを実施したことを示す資料等を提出すべきで

あり、仮に、自己の正当性を説明できないというのであれば、それはアンケートの不実施を意味することにもなり得る」と多くの委員が指摘していること、「正当な理由なくして十分な説明責任を果たさなければ、それは政治的な責任問題にも繋がり得る」とまで報告書は記している。しかし、これも「不利な心証を形成される」というまであって、これ以上の判断に踏み込むことはできなかった。

このような理由によって、委員の多くがアンケート実施の有無について厳しい心証を形成するに至ったものの、客観性及び公正性という点から、委員会としては「アンケートを実施していない」と断言することまでは困難であるとせざるを得なかった。

報告書に繰り返し登場するのが「本委員会に付与された調査権限の限界」という文言である。「切手の購入、合同実施、及び平成23年度に実施されたとするアンケートの印刷の部分を除いては、どの部分の事実認定においても、確定的かつ終局的な判断を下すに足りる決定的な要素が見当たらず、決め手を欠く状況」を最後まで超えることができなかったのであった。

この他にも報告書はいくつかの問題点を指摘した。小泉らが、政務活動費等の残額に合わせるためだけに、経済実態を伴わない架空の領収書を支出伝票に添付し提出したのは極めて不適切な行為であったこと、アンケートの集計に不適切な点があったことを認識しうるにもかかわらず、それを修正しないで処理したことは非難されるべきであること、小泉が自身が取締役である会社に対して政務活動費を使用して業務発注を装ったことは、市民に誤解を与える行為であり、非難されるべきことなどである。また、青山についても、アンケート調査を実施する意思がないにもかかわらず、アンケート名目で政務調査費によって切手を購入した行為は、条例違反の疑いが濃厚であると指摘している。さらには、「平成24年度中に実施されたとする4件及び平成26年2月アンケートの回収率は、いずれも9

割台」ということになっているが、これは「常識的には考えられないような高さである」。

また、集計結果についても驚くべき「事実」が指摘されている。「設問ごとの集計結果の間に、不整合ないし矛盾が認められる部分がある」のは「『でたらめに』集計した結果の帰結であるとも考えられ得る」。さらには、2012年10月と翌年2月のアンケートでは「8問の設問中全てが完全一致している」、2012年5月と同年12月のアンケートでは8問のうち4つが、2013年2月と3月のアンケートでは「8つの設問中5つが一致している」。これにとどまらず、「2012年度中の4件のアンケートでは『意見』と題する文章の内容についても、誤字を含めて、一言一句同じものとなっている」のである。「統計論的な話を持ち出すまでもなく、日常的な経験則に照らしても全く信じがたいことであるといえる」。それでも、「多くの委員から、(ある意味もっともな指摘として、) 結局のところ、アンケートなど実施されていないことの結果として、『でたらめな』集計結果が記載されたにすぎないのではないかとする旨の厳しい意見が出されたところである」と述べるにとどまっている。こうした指摘を積み重ねてもなお、最後まで「多くの委員が大変厳しい心証を形成している」にもかかわらず、アンケートは実際には行われなかったと「断言することまでは困難」であるとせざるを得なかった。

以上のように、さまざまな事実を認定し、問題点を指摘することができたが、結局、8件のアンケートの実施の有無については、断言できるだけの確証は得られなかった。他方、小泉の説明は委員の疑念を払拭するものではなかった。鈴木が最後まで出頭しなかったことも含め、調査対象者の側からアンケートの実施に係る証明が積極的になされなかったことが、調査の速やかな進行を阻害する要因ともなった。これらのことに対する小泉らの責任は軽いものではないことも報告書は指摘している。

結

市川市議会は、百条委員会の調査報告書を全会一致で可決した3日後の9月29日、本会議において議員発議になる3本の決議をやはりいずれも全会一致で可決した。その決議とは次のとおりである。

- 1 架空の領収書等を使用して虚偽の収支報告等を行った小泉文人議員に対して、市議会議員に求められるコンプライアンスの水準を理解するよう求める決議
- 2 100条委員会設置の発端となった政務活動費を使った切手の大量購入とアンケート調査につき、説明責任を果たさず、自らの潔白を立証できなかった小泉文人議員に対して、本市議会の信頼を失墜させた責任を問うとともに、自らの判断にて市民が納得する責任の取り方を示すよう要請する決議
- 3 政務活動費を使った切手の大量購入につき、虚偽の収支報告等を行った青山博一議員に対して、市議会議員の職を辞するよう求める決議

これらのうち、1は小泉文人が架空の領収書を使用して政務活動費の収支報告を行ったことは条例に違反することから、2は小泉による政務活動費による切手の大量購入とアンケートに係る疑惑をめぐる言動により市川市議会の信頼を失墜させたことは明らかであり、政務活動費に対する市民の厳しい視線が注がれている中、小泉議員が主体的に自らの責任の取り方を示すことが求められるとするものである。3は青山博一が政務活動費で購入した切手を自身の後援会報の送付に充当した責任は厳しく問われるべきであるとするものである。

これらの決議から約8か月が過ぎたが、本稿脱稿時点（2017年6月3日）では、小泉、青山のいずれも決議に対応する動きは何も見せていない。

また、百条委員会報告書は「今後、本件に関し、市民ないし議員の中から刑事告発等がなされる可能性が予想されるところだが、捜査機関において厳正な捜査が行われ、真実が明らかになることに期待を寄せたい旨の意見があった」ことが記されている。

その後、実際に市民によって刑事告発がなされた。

注

- (1) 以下、証言の内容については百条委員会議事録から引用する。議事録、配布資料を含む百条委員会の記録は『政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会記録① 第1回～12回』、『(同)② (第13回～19回) 及び調査報告書』にまとめられており、同市市政情報センターにおいて閲覧が可能となっている。以下、特に断らない限り、上記『記録』所収資料による。
- (2) 「検証すべき事項に関する検証のポイント」。
- (3) 「検証すべき事項に関する検証（委員別）」及び「検証すべき事項に関する検証（項目別）」。
- (4) 委員会の活動及び会議録は市議会のウェブサイトにおいても閲覧可能である。
(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/1111000265.html>) 2017年5月3日最終閲覧。
また、調査報告書の概要は『いちかわ市議会だより』（2016年11月12日）にも掲載された。
- (5) 報告書の第8の2「調査事項に係る検証の手法（切り口）」の（2）のうち、「⑤（記入済みの）回答用はがきの回収、⑥回収した回答用はがきの結果の集計及び調査報告書の作成、⑦収支報告書の作成及び提出」。

資料1 政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会の開催状況（報告書より抜粋）

回	日程	会議に付した事件	決定事項等
1	2015年 6月23日	・正副委員長の互選	
2	2015年 7月17日	(1)法100条に基づく調査に関する 事前説明 (2)特別委員会の運営要領について (3)今後の調査について (4)弁護士の選定について (5)次回の開催について	・運営要領を決定 ・提出を求めた記録又は資料（以下「記録等」という。）につき議会事務局に提出を求めることを決定（同日配布） ・記録等を小泉文人氏、かつまた竜大氏、並びに鈴木啓一氏に、法100条1項に基づき各々提出を求めることを決定
3	2015年 8月17日	(1)7月17日の鈴木雅斗委員の議事 進行に関する件について (2)法100条1項に基づく記録の提出 状況（取り扱い）について (3)議会事務局より提出された資料 の協議 (4)今後の調査の進め方について (5)中間報告の申し出について (6)次回の開催について	・第2回本委員会において提出を求めること とした記録等のうち納税証明書が提出されたことについて、納税証明書についても提出を求めることを決定 ・小泉文人氏、鈴木啓一、松永鉄兵氏及び青山ひろかず氏に対し証人として出頭を求め、並びにかつまた竜大氏及び湯浅止子氏を参考人として招致することを決定 ・平成27年9月定例会で中間報告を行うことを決定
4	2015年 9月10日	(1)弁護士の選任について (2)法100条1項に基づく記録の提出 状況（取り扱い）について (3)証人出頭要求の議決について (4)証人に通知する「証言を求める 事項」について (5)証人尋問の方法等について (6)次回の開催について (7)その他	・小泉文人氏に対し、証人として平成27年10月9日に出頭を求めることを決定
5	2015年 10月2日	(1)委員会として尋問すべき事項に ついて (2)小泉文人氏からの申し出につい て (3)鈴木啓一氏に出頭を要求する日 時について (4)7月17日の鈴木雅斗委員の議事 進行に関する件について	・10月9日の証人尋問において委員長が行う 共通事項を決定

6	2015年 10月9日	<p>(1)証人尋問 ア. 証人の補助者及び補助者及び補助者補佐人の件 イ. 発現順序の件 ウ. 尋問</p> <p>(2)証人出頭要求の議決について (3)証人に通知する「証言を求める事項」について (4)証人尋問の方法等について (5)今後の調査について (6)次回の開催について</p>	<p>・証人尋問（小泉文人氏） ・鈴木啓一氏に対し、証人として2015年11月19日に出頭を求めることを決定</p>
7	2015年 10月22日	<p>(1)青山ひろかず議員、松永鉄兵議員の証人出頭要求及びかつまた竜大議員、湯浅止子議員の参考人招致の議決について (2)両証人に通知する「証言を求める事項」及び両参考人に通知する「聴取時間」について (3)本委員会として尋問・意見聴取すべき事項について (4)証人尋問の方法等について (5)意見聴取の方法等について (6)鈴木啓一氏の証人出頭要求の変更について (7)本委員会として尋問すべき事項について (8)証人尋問の方法等について (9)法100条1項に基づく記録提出について (10)次回の開催について</p>	<p>・松永鉄兵氏に対し、証人として2015年11月12日に出頭を求めることを決定 ・青山ひろかず氏に対し、証人として2015年11月13日に出頭を求めることを決定 ・かつまた竜大氏を参考人として2015年11月12日に招致することを決定 ・湯浅止子氏を参考人として2015年11月13日に招致することを決定 ・鈴木啓一氏に対する2015年11月19日の出頭の時間を変更して求めることを決定 ・記録等を小泉文人氏に法100条1項に基づき提出を求めることを決定 ・記録等を三立工芸株式会社法100条1項に基づき提出を求めることを決定</p>
8	2015年 11月12日	<p>(1)参考人に対する意見聴取 ア. 委員会として意見聴取すべき事項について イ. 意見聴取</p> <p>(2)証人尋問 ア. 委員会として尋問すべき事項について イ. 補助者同伴の申し入れ ウ. 尋問</p> <p>(3)法100条1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）について (4)次回の開催について</p>	<p>・参考人招致（かつまた竜大氏） ・証人尋問（松永鉄兵氏）</p>

政務活動費の不正使用問題

9	2015年 11月13日	(1)参考人に対する意見聴取 ア. 委員会として意見聴取すべき事項について イ. 意見聴取 (2)証人尋問 ア. 委員会として尋問すべき事項について イ. 尋問 (3)次回の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致（湯浅止子氏） ・証人尋問（青山ひろかず氏） ・石原よしのり委員より調査事項の追加に関する動議がなされた後、同委員より提出された「政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会」に対して調査事項を追加する決議案が提出され、原案のとおり可決
10	2015年 11月19日	(1)証人の欠席について (2)次回の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・証人尋問（鈴木啓一氏） 体調不良のため不出頭、診断書の提出を求めることを決定 ・平成27年12月定例会で中間報告を行うことを決定 ・記録等を小泉文人氏に法100条1項に基づき提出を求めることを決定 ・記録等を三立工芸株式会社に求めることを決定
11	2015年 12月7日	(1)2015年11月13日の本特別委員会において議決した、「政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会に対して調査事項を追加する決議」の再審査について (2)調査経費の追加について	<ul style="list-style-type: none"> ※石原よしのり委員ほか7名のから左記(1)について招集請求がなされたため開催 ・2015年11月13日の本委員会で議決した「政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会に対して調査事項を追加する決議」につき再審査することを決定 ・上記決議を撤回することを決定 ・調査経費の追加（100万円）を議長に申し出ることを決定
—	2015年 12月24日	(委員会協議) (1)鈴木啓一前議員の証人喚問の件 (2)今後の委員会の進め方	
12	2016年 2月17日	(1)法100条1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）について (2)これまで実施した証人尋問及び意見聴取並びに提出された記録の件について (3)今後の方針について (4)鈴木啓一前議員に求めた診断書の件について (5)次回の開催について ※(4)については秘密会で審査	<ul style="list-style-type: none"> ・記録等のうち、顧客情報等の保護に関する憂慮を払拭する形で帳簿及びこれに準ずる書類の提出を三立工芸株式会社を求めることを決定 ・記録等の現存しない理由を、小泉文人氏に文書にて提出を求めることを決定 ・鈴木啓一氏から2月12日提出された診断書に基づき、11月19日の証人尋問における同氏の不出頭につき正当な理由のあるものと決定 ・鈴木啓一氏には、逐次本委員会開催日に合わせて証人として出頭を求めていくことを決定

13	2016年 3月14日	・本委員会の調査経費の件	・引き続き2016年度における調査経費を100万円以内とし、この旨を議長に申し出ることを決定
14	2016年 3月17日	(1)法100条1項に基づく記録の提出状況について (2)2月17日に開催した本委員会において、提出を求めた文書について (3)これまで実施した証人尋問及び意見聴取等の検証について (4)証人の不出頭について (5)次回の開催について ※(4)については秘密会で審査	・小泉氏及び青山氏に対し、委員長、副委員長及び議会事務局が、並びに、当時の議会事務局庶務課長及び当時の議会事務局担当職員の2氏に対し、議会事務局が、各々任意で意見を聴取し、その内容を後日書面にて報告することを決定 ・証人尋問（鈴木啓一氏） 体調不良のため不出頭（通知書の提出）
15	2016年 4月22日	(1)小泉文人議員、青山ひろかず議員、当時の議会事務局庶務課長及び当時の担当職員に対する事情聴取の結果について (2)検証すべき事項について (3)次回の開催について (4)証人の不出頭について ※(4)については秘密会で審査	・証人尋問（鈴木啓一氏） 体調不良のため不出頭（通知書の提出）、理由につきやむを得ないものとして認めることを決定 ・小泉氏から提出された文書記載の内容につき、議会事務局において事実関係を調査の上報告することを決定
16	2016年 5月23日	(1)小泉文人議員から提出された文書の内容に対する議会事務局庶務課への確認について (2)正副委員長により抽出した検証すべき事項の検証について (3)次回の開催について (4)証人の不出頭について ※(4)については秘密会で審査	・証人尋問（鈴木啓一氏） 体調不良のため不出頭（通知書の提出）、理由につきやむを得ないものとして認めることを決定 ・検証すべき事項につき各委員が自己の見解を文書で提出することを決定
17	2016年 7月25日	(1)各委員から提出された検証書面について (2)正当理由等の判断について (3)本調査に係る今後の証拠調べの手続について (4)検証内容の整理について (5)同調査事項の結論等に関する各委員の判断について (6)報告書案の作成について (7)次回の開催について ※(2)のうち証人の不出頭に関することについては秘密会で審査	・証人尋問（鈴木啓一氏） 体調不良のため不出頭（通知書の提出）、理由につきやむを得ないものとして認めることを決定 ・これまで行った法100条1項に基づく証人不出頭請求に対する不出頭及び記録提出請求に対する不提出に関する理由につき、いずれも正当の理由ありと認めることを確認・決定 ・本調査に関する証拠調べ手続を終了し、これまでの調査内容及び検証に基づき結論をまとめることを決定 ・報告書案の作成を委員長に一任することを決定

18	2016年 8月17日	(1)委員会調査報告書(案)について (2)次回の開催について	・委員からの意見を踏まえ、次回改めて報告書案を示すこととする
19	2016年 8月23日	(1)委員会調査報告書(案)について (2)原本で提出された記録の返還について (3)資料の公開に係る取り扱いについて	・調査報告書を原案のとおり可決

資料2 調査報告書の構成（目次）

- 第1 調査の趣旨
- 第2 特別委員会の設置及び調査事件
 - 1 設置決議
 - 2 委員会の名称及び構成（定数、正副委員長及び委員の氏名）
 - 3 調査事件
- 第3 委員会の開催状況
- 第4 証人、参考人の出席等
 - 1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項
 - 2 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項
 - 3 執行機関として出席を求めた者、説明の概要
 - 4 その他任意に意見を求めた者、意見を求めた事項
- 第5 記録、資料の提出
 - 1 法100条1項で提出を求めた記録及び提出状況
 - 2 法100条10項で提出を求めた記録及び提出状況
 - 3 参考人に提出を求めた資料及び提出状況
 - 4 議会事務局に提出を求めた資料及び提出状況
- 第6 委員派遣
- 第7 調査対象及びこれに関する証言等の概要
 - 1 調査の対象となるアンケート調査及びその内容概要
 - 2 証人の証言、参考人の意見陳述等の概要
 - 3 本委員会における調査に係る検証の進め方
- 第8 調査の内容と結果
 - 1 はじめに
 - 2 調査事項に係る検証の手口（切り口）
 - 3 アンケートの実施の有無に係る検証
 - 4 その他検証の過程で判明した問題点
 - 5 まとめ
- 第9 証言拒否等
 - 1 証人の出頭拒否・不出頭、参考人の出席拒否・欠席の状況

- 2 証人の証言拒否の状況
- 3 虚偽の証言, 自白の状況
- 4 記録の提出拒否・不提出の状況
- 5 宣誓拒否の状況
- 第10 告発
 - 1 告発の状況
 - 2 告発の取り下げ
- 第11 調査経費
 - 1 調査経費に関する議会の議決の状況
 - 2 決算見込額
- 第12 その他
 - 1 証人に対する公示送達
 - 2 その他

資料3 政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会記録（市川市政策情報センター所蔵）

	日 時	添 付 資 料
第1回	2015年 6月23日	なし
第2回	2015年 7月17日	①地方自治法100条に基づく調査について（事務局レジュメ） ②委員会運営要領（案） ③委員会運営要領 ④平成23年度に会派「社民・市民ネット」に、また平成24年度及び平成25年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に所属していた、小泉文人議員及び鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する、当該年度の政務調査費及び政務活動費の支出伝票、領収書及びアンケートに関する添付資料 ⑤平成27年4月16日に開催された全員協議会において、各会派から提出された意見をまとめた発言要旨一覧表 ⑥平成26年12月臨時会における、発議第44号に対する討論部分の会議録の写し ⑦政務調査費及び政務活動費の返納に関する、自主返納申請状況一覧 ⑧本市議会に係る政務調査費及び政務活動費に関する新聞記事 ⑨平成23年度から25年度における、政務調査費及び政務活動費執行状況について ⑩意見書（小泉文人氏）（平成27年7月7日付） ⑪市川市監査委員告示第3号 政務調査費及び政務活動費の返還に係る措置請求について ⑫市川市監査委員告示第2号 個別外部監査の結果に関する報告書 ⑬平成27年6月定例会における発議第1号に対する回答（小泉文人氏） ⑭平成27年6月定例会における発議第1号に対する回答（鈴木啓一氏）

第3回	2015年 8月17日	①記録提出請求書にかかる回答（小泉文人氏）（平成27年8月7日受領） ②記録提出請求書にかかる回答（かつまた竜大氏）（平成27年8月7日受領） ③記録提出請求書にかかる回答（鈴木啓一氏）（平成27年8月7日受領） ④本委員会調査事項に係る事実関係一覧表 ⑤発言通告内容一覧（小泉文人氏、鈴木啓一氏）
第4回	2015年 9月10日	①記録提出請求書にかかる回答（小泉文人氏）（平成27年9月4日受領） ②意見書（2）（小泉文人氏）（平成27年9月3日付け） ③証言を求める事項（小泉文人氏）（案） ④発言通告内容一覧（小泉文人氏、鈴木啓一氏）
第5回	2015年 10月2日	委員長による共通尋問事項（案）（小泉文人氏）
第6回	2015年 10月9日	①本多教義弁護士略歴 ②発言の順序 ③確認事項記入票（小泉文人氏） ④宣誓拒否に関する疎明文書（小泉文人氏） ⑤委員長による共通尋問事項（小泉文人氏） ⑥発言通告内容一覧（小泉文人氏、鈴木啓一氏）
第7回	2015年 10月22日	①発言通告内容一覧（青山ひろかず氏、松永鉄兵氏、かつまた竜大氏、湯浅止子氏） ②委員長による共通尋問事項（案）（鈴木啓一氏） ③委員長による共通尋問事項（鈴木啓一氏） ④発言通告内容一覧（案）（鈴木啓一氏） ⑤発言通告内容一覧（鈴木啓一氏）
第8回	2015年 11月12日	①確認事項記入票（松永鉄兵氏） ②宣誓書（松永鉄兵氏） ③委員長による共通の意見聴取事項（案）（かつまた竜大氏） ④委員長による共通の意見聴取事項（かつまた竜大氏） ⑤発言通告内容一覧（かつまた竜大氏） ⑥委員長による共通尋問事項（案）（松永鉄兵氏） ⑦委員長による共通尋問事項（松永鉄兵氏） ⑧発言通告内容一覧（松永鉄兵氏） ⑨記録提出請求書にかかる回答（小泉文人氏）（平成27年11月9日受領） ⑩平成22年度（平成22年11月1日から平成23年10月31日まで）の有限会社クアンに係る決算資料 ⑪上記同年度の同社に係る法人市民税納税証明書 ⑫DVD-Rに記録のうえ提出された、平成25年5月及び26年2月に実施したとされるアンケートの結果報告に係る電子データ2件のプロパティのハードコピー ⑬記録提出請求に対する回答（三立工芸株式会社）（平成27年11月9日受領） ⑭平成24年度及び平成25年度に実施されたとされるアンケート調査計7件に際し、同社が発行した領収書の控えの写し及び納品書（控）の写し

第9回	2015年 11月13日	①確認事項記入票（青山ひろかず氏） ②宣誓書（青山ひろかず氏） ③委員長による共通の意見聴取事項（案）（湯浅止子氏） ④委員長による共通の意見聴取事項（湯浅止子氏） ⑤発言通告内容一覧（湯浅止子氏） ⑥委員長による共通尋問事項（案）（青山ひろかず氏） ⑦委員長による共通尋問事項（青山ひろかず氏） ⑧発言通告内容一覧（青山ひろかず氏） ⑨本委員会に対して調査事項を追加する決議案
第10回	2015年 11月19日	なし
第11回	2015年 12月7日	①委員会招集請求書 ②本委員会に対して調査事項を追加する決議について
第12回	2016年 2月17日	①記録提出請求書にかかる回答（小泉文人氏）（平成27年12月25日受領） ②記録提出請求書にかかる回答（小泉文人氏）（平成28年2月15日受領） ③記録提出請求に対する回答（三立工芸株式会社）（平成28年1月6日受領）
第13回	2016年 3月14日	なし
第14回	2016年 3月17日	①記録提出請求に対する回答（三立工芸株式会社）（平成28年2月18日受領） ②平成24年度に会派「緑風会」もしくは「緑風会第1」が実施したとされるアンケート調査に際し、小泉文人氏又は有限会社クアンから、三立工芸株式会社が受注したアンケート用紙の印刷に係る領収書の控え及び納品書の控え ③「理由書の提出に関するお願い」に対する回答（小泉文人氏）（平成28年3月15日受領） ④帳簿等の提出に関するご協力をお願い ⑤帳簿等の提出に関する協力依頼に対する回答（三立工芸株式会社）（平成28年3月15日受領） ⑥今後検証すべき事項の通告一覧（通告順）
第15回	2016年 4月22日	①貴殿からの任意事情聴取依頼に対する回答（小泉文人氏）（平成28年4月21日受領） ②議会事務局庶務課職員作成名義の青山ひろかず議員宛の預り証（金297,750円と記載されているもの） ③青山ひろかず議員に対する任意の事情聴取の報告 ④平成23年度当時の議会事務局庶務課長に対する任意の事情聴取の報告 ⑤平成23年度当時の議会事務局庶務課の担当者に対する任意の事情聴取の報告 ⑥百条委員会調査対象アンケートに関する主な事実、証言（早見表） ⑦今後検証すべき事項の通告一覧（通告順） ⑧今後検証すべき事項の通告に関する検証

政務活動費の不正使用問題

第16回	2016年 5月23日	①議会事務局庶務課への確認事項 ②「今後検証すべき事項の通告一覧」からの抽出事項に係る委員長通知 ③「今後検証すべき事項の通告一覧」56事項の分類及び抽出について ④「今後検証すべき事項の通告一覧」からの抽出事項（案） ⑤「今後検証すべき事項の通告一覧」からの抽出事項（案）（一部追加） ⑥検証すべき事項に関する検証のポイント
第17回	2016年 7月25日	①検証すべき事項に関する検証のポイントに関する留意事項 ②検証すべき事項に関する検証のポイント（一部修正） ③『検証すべき事項に関する検証』の訂正及び一部削除 ④検証すべき事項に関する検証（委員別） ⑤検証すべき事項に関する検証（項目別） ⑥地方自治法100条1項に基づく証人出頭及び記録提出の請求等に関する正当理由の有無について ⑦検証内容早見表
第18回	2016年 8月17日	調査報告書（案）
第19回	2016年 8月23日	調査報告書（案）（一部修正）
本会議		調査報告書（平成28年9月26日議決）